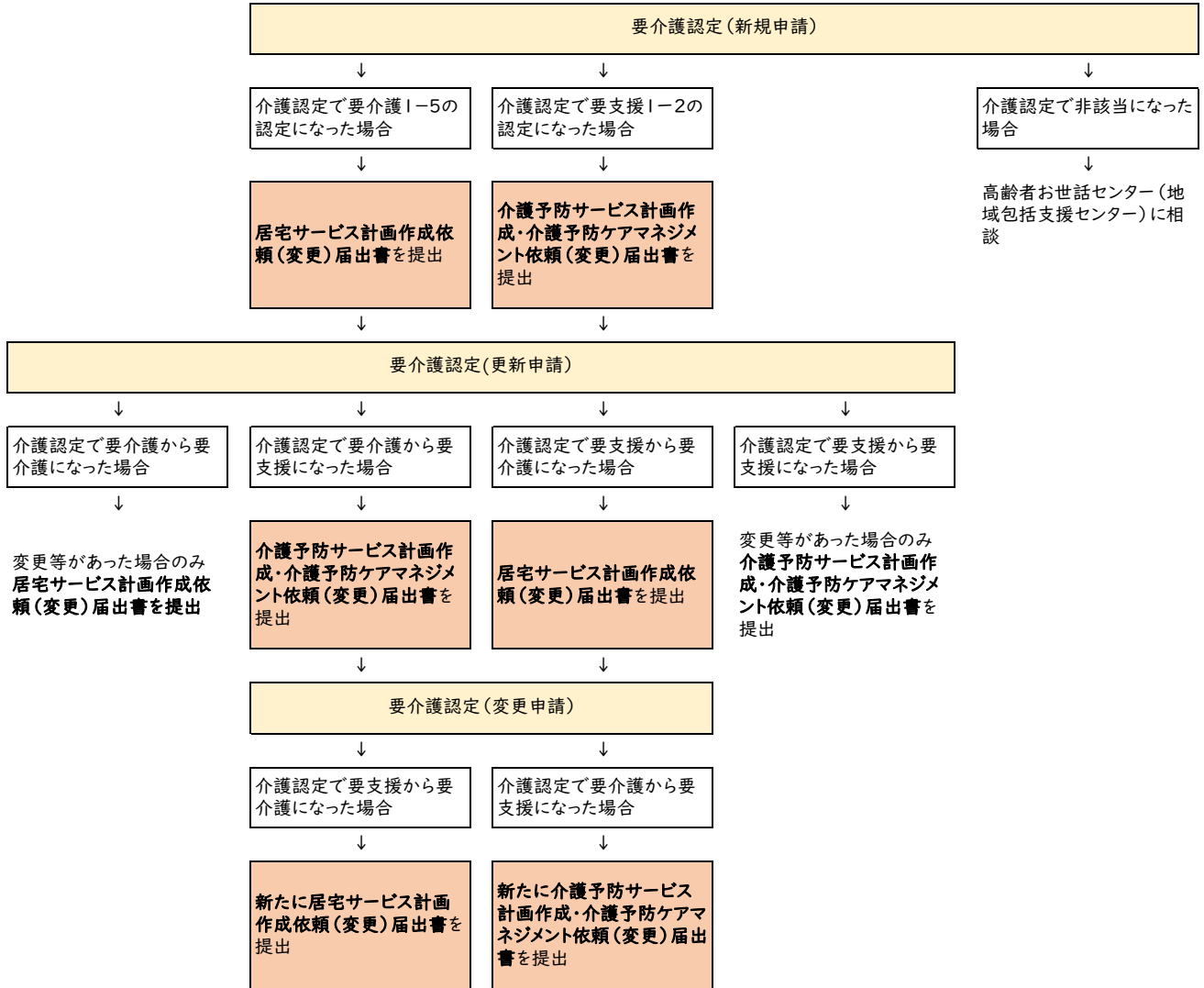


阿南市における居宅サービス計画作成依頼(変更)届出書等の取扱いについて



## 注意事項

1 居宅サービス計画作成依頼(変更)届出書及び介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼(変更)届出書の提出は、あらかじめサービスを利用する前に提出してください。居宅サービス計画作成依頼(変更)届出書及び介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼(変更)届出書の提出をせずにサービスを利用した場合は、遡及は致しかねますので償還払いになります。

2 介護認定で要介護の認定を受け居宅サービス計画作成依頼(変更)届出書を提出していた方が、更新申請による介護認定で要介護から要支援になった場合は、要介護の認定の有効期間をもって居宅サービス計画作成依頼(変更)届出も終了します。引き続きサービスを利用される場合は、介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼(変更)届出書を提出してください。また、変更申請による介護認定で要支援から要介護になった場合は、新たに居宅サービス計画作成依頼(変更)届出書が必要です。

3 介護認定で要支援の認定を受け介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼(変更)届出書提出をしていた方が、更新申請による介護認定で要支援から要介護になった場合は、要支援の認定の有効期間をもって介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼(変更)届出書も終了します。引き続きサービスを利用される場合は、居宅サービス計画作成依頼(変更)届出書を提出してください。

4 介護認定を受けて居宅サービス計画作成依頼(変更)届出書を提出してサービスを利用していた方が、施設に入所し、再び在宅でサービスを受ける場合は、新たに居宅サービス計画作成依頼(変更)届出書を提出してください。